

議案第 4 号

行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 7 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

行政組織を見直すため、君津市行政組織条例（昭和 4 5 年君津市条例第 7 号）、君津市老人ホーム入所判定委員会設置条例（平成 5 年君津市条例第 1 号）、君津市福祉に関する事務所設置条例（平成 6 年君津市条例第 3 号）、一般職の職員の特殊勤務手当支給条例（平成 1 0 年君津市条例第 1 号）及び君津市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年君津市条例第 2 6 号）の一部を改正しようとするものである。

行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(君津市行政組織条例の一部改正)

第1条 君津市行政組織条例（昭和45年君津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

			「市民生活部
	「市民環境部		福祉部
第2条中	保健福祉部	を	に改める。
	経済部	」	健康こども部
			経済環境部」

第3条企画政策部の項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 交通政策に関すること。

第3条企画政策部の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地域拠点の形成に関すること。

第3条企画政策部の項に次の2号を加える。

(6) 公共施設マネジメントに関すること。

(7) 特命事項に関すること。

第3条中市民環境部の項、保健福祉部の項及び経済部の項を削り、財政部の項の次に次の4項を加える。

市民生活部

(1) 市民相談に関すること。

(2) 市民参加及び市民協働に関すること。

(3) コミュニティの振興に関すること。

(4) 交通安全及び防犯に関すること。

(5) コミュニティバス及びデマンドタクシーの運行に関すること。

(6) 人権及び男女共同参画に関すること。

(7) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

(8) 国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること。

(9) 国民年金に関すること。

福祉部

(1) 公的扶助及び援護に関すること。

(2) 高齢者の福祉に関すること。

(3) 障害者の福祉に関すること。

(4) 介護保険に関すること。

健康こども部

(1) 子育て支援に関すること。

(2) 児童の福祉に関すること。

(3) 母子保健に関すること。

(4) 健康の保持及び増進に関すること。

(5) スポーツ（学校における体育を除く。）に関すること。

経済環境部

(1) 商工業及び観光に関すること。

(2) 農業（農業施設を除く。）及び水産業に関すること。

(3) 勤労者に関すること。

(4) 環境衛生に関すること。

(5) 環境保全に関すること。

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

第3条建設部の項第9号を次のように改める。

(9) 農業施設及び林業に関すること。

（君津市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部改正）

第2条 君津市老人ホーム入所判定委員会設置条例（平成5年君津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「保健福祉部長」を「福祉事務所長」に改める。

第6条中「保健福祉部」を「福祉部」に改める。

（君津市福祉に関する事務所設置条例の一部改正）

第3条 君津市福祉に関する事務所設置条例（平成6年君津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「君津市保健福祉部（君津市行政組織条例（昭和45年君津市条例第7号）

第 2 条に規定する保健福祉部をいう。) 」を「君津市福祉事務所」に改める。

(一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第 4 条 一般職の職員の特殊勤務手当支給条例（平成 1 0 年君津市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「清掃事務所又は衛生センターに勤務する職員（清掃業務員を除く。）」を「君津市清掃工場において清掃業務員以外の職員」に改める。

(君津市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第 5 条 君津市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年君津市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「保健福祉部」を「健康こども部」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
第 1 条による改正 君津市行政組織条例 (部の設置) 第 2 条 市に次の部を置く。 総務部 企画政策部 財政部 <u>市民生活部</u> <u>福祉部</u> <u>健康こども部</u> <u>経済環境部</u> 建設部 (所掌事務) 第 3 条 部の所掌事務は、次のとおりとする。 総務部 省略 企画政策部 (1) 省略 <u>(2) 交通政策に関すること。</u> <u>(3) 省略</u> <u>(4) 地域拠点の形成に関すること。</u> <u>(5) 省略</u> <u>(6) 公共施設マネジメントに関すること。</u>	(部の設置) 第 2 条 市に次の部を置く。 総務部 企画政策部 財政部 <u>市民環境部</u> <u>保健福祉部</u> <u>経済部</u> 建設部 (所掌事務) 第 3 条 部の所掌事務は、次のとおりとする。 総務部 省略 企画政策部 (1) 省略 <u>(2) 省略</u> <u>(3) 協働に関すること。</u> <u>(4) 省略</u>

(7) 特命事項に関すること。

財政部 省略

市民生活部

(1) 市民相談に関すること。

財政部 省略

市民環境部

- (1) 市民相談に関すること。
- (2) コミュニティの振興に関すること。
- (3) 交通安全及び防犯に関すること。
- (4) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (5) 国民年金に関すること。
- (6) 人権に関すること。
- (7) 男女共同参画に関すること。
- (8) 環境衛生に関すること。
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (10) 環境の保全に関すること。

保健福祉部

- (1) 公的扶助及び援護に関すること。
- (2) 児童、母子、高齢者及び障害者の福祉に関すること。
- (3) 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に関すること。
- (4) 健康の保持及び増進に関すること。

経済部

- (1) 農林水産に関すること。
- (2) 商工観光に関すること。
- (3) 労働に関すること。

- (2) 市民参加及び市民協働に関すること。
- (3) コミュニティの振興に関すること。
- (4) 交通安全及び防犯に関すること。
- (5) コミュニティバス及びデマンドタクシーの運行に関すること。
- (6) 人権及び男女共同参画に関すること。
- (7) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (8) 国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること。
- (9) 国民年金に関すること。

福祉部

- (1) 公的扶助及び援護に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に関すること。
- (3) 障害者の福祉に関すること。
- (4) 介護保険に関すること。

健康こども部

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) 児童の福祉に関すること。
- (3) 母子保健に関すること。
- (4) 健康の保持及び増進に関すること。
- (5) スポーツ（学校における体育を除く。）に関すること。

経済環境部

- (1) 商工業及び観光に関すること。
- (2) 農業（農業施設を除く。）及び水産業に関すること。
- (3) 勤労者に関すること。

(4) 環境衛生に関すること。

(5) 環境保全に関すること。

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

建設部

(1) ～ (8) 省略

(9) 農業施設及び林業に関すること。

第2条による改正 君津市老人ホーム入所判定委員会設置条例

(所掌事務)

第2条 委員会は、福祉事務所長の諮問に応じ、措置の開始、変更及び廃止について、その要否を総合的に判定し、答申するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部において処理する。

第3条による改正 君津市福祉に関する事務所設置条例

(名称及び位置)

第2条 福祉に関する事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 君津市福祉事務所

位置 君津市久保2丁目13番1号

第4条による改正 一般職の職員の特殊勤務手当支給条例

(不快な業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第5条 省略

建設部

(1) ～ (8) 省略

(9) 営繕に関すること。

(所掌事務)

第2条 委員会は、保健福祉部長の諮問に応じ、措置の開始、変更及び廃止について、その要否を総合的に判定し、答申するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(名称及び位置)

第2条 福祉に関する事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 君津市保健福祉部（君津市行政組織条例（昭和45年君津市条例第7号）第2条に規定する保健福祉部をいう。）

位置 君津市久保2丁目13番1号

(不快な業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第5条 省略

2～3 省略

4 清掃施設業務手当は、君津市清掃工場において清掃業務員以外の職員が廃棄物処理の作業に従事したときに支給する。

5～6 省略

第5条による改正 君津市子ども・子育て会議条例
(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康こども部において処理する。

2～3 省略

4 清掃施設業務手当は、清掃事務所又は衛生センターに勤務する職員(清掃業務員を除く。)が廃棄物処理の作業に従事したときに支給する。

5～6 省略

(庶務)

第7条 会議の庶務は、保健福祉部において処理する。